

## ◆マンションの管理会社を装った悪質な訪問事業者にご注意ください！

新築マンションに引っ越した日の夕刻、インターフォンが鳴り「浄水器のカートリッジの件で来ました」と言って事業者が訪問してきた。



マンションの管理会社かと思い、ドアを開けると、家の中に入ってきた。事業者は「既存の浄水器カートリッジでは1年で3本(12,000円)必要だが、このカートリッジは10年間使える」などと説明していたので、信用して契約することにし、浄水器を付け替えて、既存のカートリッジは持って帰った。

後日、集金に来たので45,000円支払った。

後日、管理会社を装う訪問販売に注意する旨のチラシを見て、マンションの関係者ではないことに気付いた。当方の思い込みもあるが、解約できないでしょうか。(相談者:70歳代女性)

相談者にはクーリング・オフ期間は過ぎていますが、セールストークに問題があるので、錯誤による契約の無効と使用期間10年の合理的な根拠が不明確なことを書面に記載して、返金を求めていますと助言しました。

その後、センターが事業者へあっせんしたところ、事業者は「既存のカートリッジの返品と1カ月の使用料(5,000円)を差し引いた4万円を返金する」と提案してきたので、相談者は止むを得ず、その提案に応じ、相談は終了しました。

最近、同様の手口による相談が寄せられています。引越しの際の忙しい時でも、管理会社に確認するなどして、安易に家には入れないようにしましょう。契約でお困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く

メインキャラクター  
エルちゃん